

令和7年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和7年8月18日（月）午後2時00分～午後3時45分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	大谷 孝徳 委員長 梶田 佳孝 委員 柴田 直子 委員 小澤 敦史 委員
事務局	契約検査課、教育施設課、建築住宅課、道路管理課
傍聴者	なし

I 開会 契約検査課長が挨拶し、大谷委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局から、指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち令和7年1月14日から令和7年5月21日までに入札公告が行われた工事・コンサル・工事に係る一般委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員：平均落札率は例年に比べて大体同じということでよいか。

事務局：概ね変わらない。前年度第1回時の平均落札率は87.25%である。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた小澤委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）岡崎小学校北棟（7）大規模改修工事（その1）（建築）

抽出理由：疑義の申立てがあり、指摘事項を調査したとのことであるが、どのようなことがあったか確認したい。また、最低制限価格未満及び予定価格以上の入札がある中で、落札率が98.86%と非常に高くなっている点、詳細を確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

【教育施設課及び契約検査課から疑義申立ての流れを説明】

委員：こういった疑義申立てはどのぐらいの頻度でされるものか。また、本案件で疑義申立てされたのは、工事の特性上か、単価の計算が難しくなっているか等時代的背景があるのかわかる範囲で伺いたい。

事務局：毎年教育施設課が発注した案件の中で1, 2件の疑義申立てがある。全く疑義申立てがない年度もある。

落札率が高くなっていることから、入札参加業者は、どの様に算出すればより最低制限価格に近付けることが出来るかを研究し、常に積算の精度を高めている背景がある。例えば、部材形状による補正方法に至るまで、積算に非常に力を入れている現状から疑義申立てが生じていると考えている。

委員：「詳しい説明」については、申立者がどの単価を用いているというのがわかり、それに基づいてお答えになっているのか。

また、「標準単価及び市場単価」以外での積算、別の単価での計算が可能にもかかわらず、「標準単価及び市場単価」のみを公表していること等について何か考えがあれば教えていただきたい。

事務局：入札者は開札後の疑義申立期間に設計書を閲覧し、使用した単価と閲覧した単価が違う部分について疑義申立を行っている。

予定価格を算出する際に用いる単価については、その基準を積算情報としてホームページにて公開しており、「標準単価及び市場単価以外で積算に用いる単価」も使用する旨が記載されている。入札参加業者としては、単価そのものは10円、20円の差であっても数量が大きくなると大きな金額の差が生じるため、「標準単価及び市場単価以外で積算に用いる単価」についても公表して欲しいという要望であると考えている。

委員：標準単価として示される金額より低い単価で算出していても結果、最低制限価格未滿とならなければ契約はできるものの、疑義が生じるということではどうか。

事務局：お見込みのとおり。工事請負契約自体は総価契約としているため、単価の全てが等しくなくとも、入札金額が予定価格に収まっていれば契約上の問題はないが、入札参加業者としては単価を把握することで、市が算出する予定価格と近い価格をある程度推察した上で入札し、その結果、落札できるという形を望んでいると考えている。

委員：開札から疑義申立てのスケジュールは結構タイトだが問題ないか。

事務局：開札から落札決定まで5日あり、この間に疑義申立てを受理・回答するというのはかなりタイトではある。この期間について、建設業協会等からももう少し長く設けて欲しいという要望はあるものの、落札決定日をさらに先にすると、どうしても全体のスケジュールがずれ込むため、市としては延ばせてこの5日と判断している。なお、めったにはないが、指摘された事項を市が再度計算し間違っていた場合は違算となり、段階はあるが、内容が落札結果に係る場合は入札自体が無効となる。物品契約の場合だと開札しそのまま落札となるが、工事契約で開札から落札まで期間を取っているというのはそれらを精査する意味合いがある。

委員：本案件で、西山建設さんが少しの差で失格となっているが、同日に大規模改修工事（建築）を2件落札している。仮に本案件も落札候補となり落札していた場合は、同公告分の工事案件を3件請負うことになるが、その際の対応は何かあるか。

事務局：同日、同ランクの案件の落札候補者となることはよくある。本案件と同じ4月1回目の公告分であれば、この3件すべて落札候補となり、3人技術者がいればすべて落札できる。ただ、この金額の入札案件となると技術者について専任の要件がある。専任できない場合は、開札から落札の間に設けられている疑義申立期間中に辞退届を出すことができる。3件の落札候補者となったが、技術者が1人しかいない場合は1件落札したい案件を決め、その他の2件を辞退することも、この疑義申立て期間中に業者が選ぶことができる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 浜岳中学校南棟（16）大規模改修工事（その2）

抽出理由：疑義の申立てがあり、指摘事項を調査したとのことであるが、どのようなことがあったか確認したい。また、そのことと辞退者、入札書不着者との関係性は何かあるか。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

【教育施設課及び契約検査課から疑義申立ての流れを説明】

委員：入札後に1位～3位が確認できるということだが、自分が1位なのかどうかと、他の業者はどこが2位、3位というのかわかるか。それともその金額だけが表示されているのかその辺りはどういう形式か。質問の趣旨としては、今回のように2案件の落札候補者となった業者が、辞退する案件を決めるとき、任意の業者がどこであるかということがわかってしまうと、2位の業者を見て選ぶことも生じるか否かの確認である。

事務局：1位～3位の金額だけ表示し、自分の入札額がどの位置にいるか、業者が自分で判断する形式としている。他の業者の額がわかる表記にはしていない。

委員：疑義申立期間が無かったら、落札候補者はすぐに落札者となり、その案件を引き受けることとなる。仮に疑義申立期間が無かった場合は、辞退した場合はすぐに不正となるか。

事務局：市によっては同日に入札案件があった場合、1件しか入札できないという方式としている自治体の中にはある。本市の場合は、技術者がいれば、案件によらず何件でも入札して構わないという方法をとっている。仮にこの疑義申立期間がなく、落札候補者が辞退した場合には指名停止となり得るため、本市の進め方としてはこの期間が必要である。なお、過去には、この疑義申立期間中に辞退届を出さない業者がいて、落札決定後すぐに実は引き受けできないとの連絡があった。ただ電子入札上、落札決定をしてしまうと取り消すことはできないので、その場合は指名停止措置という形をとらせていただいたこともある。

委員：学校の大規模改修工事だが、先ほどの審議案件1はインセンティブ活用型だが、本案件はインセンティブ活用型ではない。この違いは何かあるか。

事務局：岡崎小の大規模改修工事（建築）は同じく岡崎小の大規模改修工事（電気）、岡崎小の大規模

改修工事（機械）の3件全て揃えてインセンティブ発注しようという話であった。多少工事内容を精査した上で、工事成績優秀ということで評価の高い業者を選ばせていただいた。浜岳中も金額は高いが、工事内容を少し勘案した中では、インセンティブ発注の必要はないと判断をした。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（３）なぎさふれあいセンター改修工事（工事監理業務）

抽出理由：落札率 100%で落札している経緯。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：今回の審議案件ではないが、06-737「なぎさふれあいセンター改修工事（設計意図伝達業務）」も久慈設計さんとの随意契約となっている。設計意図伝達業務を受注すれば、自動的に工事監理業務も随意契約となるか。

事務局：意図伝達業務は、設計内容を間違いなく工事請負業者に伝えるためのものなので、設計委託の受注者以外は基本できない。また、今回の審議案件である工事監理業務は、他の業者が第三者の視点で行うものではある。本来なら国の指針では、工事監理は第三者が行った方が工事の透明性が確保できるという考えである。ただ市町村レベルではそこまで厳密に第三者が行うということはなく、設計業者が受け持った方が一番スムーズには行えることもあり、工事監理業務は設計業者が行う場合が多いのが現状である。

委員：令和５年度に「なぎさふれあいセンター改修工事（設計委託）」の一般競争入札が行われている。その際の入札参加条件では地域要件は指定していないが入札参加業者は少なかった。工事案件では、他の業者が参入するということか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（４）街路樹等管理委託その４（豊田線ほか５５路線）

抽出理由：同価入札が複数ある一方で、最低制限価格未満及び予定価格以上の入札があるので、詳細を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路管理課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：落札候補者となった順から無効とし進めていくのか。資料４１頁（入札結果表）の備考欄に「同日抽選の受注数制限により上限に達した者は無効としました」と書かれているが、何か補足があるか。

事務局：お見込みのとおりである。入札者はどの案件を落札してもいい様に、同日抽選の案件全てに札は入れている。なお、本審議案件は１件取ったら無効となり上限となるが、本審議案件とは別に、落札候補者数よりも多くの件数が同日抽選対象となっている場合は、すべての業者が１回落札し終えたら２巡目が生じるため、２件落札となり上限となる場合もある。なるべく均等に業者が１者に偏らないような対策はさせていただいている。

委員：１件目の入札額にて入札額の違いに気付いたときに２件目の入札額を修正することはできるか。

事務局：開札時には入札を締切っている。その状態なので、１件目で間違いに気付いても、もう２件目の訂正はできない状況である。開札案件について札入れは必ず開札日の１０時までに設定している。その後修正はできず１０時半から開札となる。

委員：本審議案件のような場合、積算額は皆同額になるとある程度わかっており、入札は各入札者がそれぞれ行う。開札は金額の高い案件から行われ、落札は順にくじを引いていき落札決定されるということか。

事務局：お見込みのとおりである。また、公告の時点で金額は不明であるが、同日抽選案件が大体金額の高い順に行われるというのは業者の方はわかっている。

委員長：質問がなければ議題３に移りたいと思います。

議題３ その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

令和７年１０月末をもって、任期満了に伴い退任となる委員から御挨拶いただいた。
契約検査課からの御連絡は下記のとおり。

- ・次回定例会の日程調整の依頼
- ・次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：御意見ありがとうございました。

以上
(午後３時４５分閉会)